**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第448号）**

**〔府道美原太子線立体交差化事業関係文書（地元説明会議事録）公開決定審査請求事案**

**ほか２件〕**

**（答申日：令和７年６月19日）**

**第一　審査会の結論**

富田林土木事務所長が行った公開決定及び部分公開決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　本件請求１について

（１）令和４年９月14日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求１」という。）を行った。

（本件請求１の内容）

喜志・富田林間立体交差化工事 ○○町会○○地元説明会（平成29年５月12日）、○○町会○○のみなさまへ と説明いただいた会議録の開示をお願いします。

（２）同月28日付けで、府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号）第11条の規定により大阪府知事から情報公開に関する権限を委任された富田林土木事務所長（以下「実施機関」という。）は、本件請求１に対応する行政文書として以下のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、その全部を公開することとする決定（以下「本件決定１」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開することと決定した行政文書の名称）

①喜志・富田林間立体交差化工事　○○町会○○地元説明会議事録

②喜志・富田林間立体交差化工事　協議議事録

（３）同年11月18日付けで、審査請求人は、本件決定１を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第２条の規定により、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求１」という。）を行った。

２　本件請求２について

（１）令和４年11月14日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、条例第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求２」という。）を行った。

（本件請求２の内容）

喜志・富田林間立体交差化工事 ○○及び沿道の皆様へ と説明いただいた会議録（説明会議録・議事録）の開示をお願いします。

会議説明会実施日 平成29年７月14日、平成29年８月25日、平成29年８月27日

（２）同月30日付けで、実施機関は、本件請求２に対応する行政文書として以下のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、下記アに掲げる部分を除いた部分を公開することとする決定（以下「本件決定２」という。）を行い、下記イのとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（公開請求の対象となる行政文書の名称）

①喜志・富田林間立体交差化工事　説明会議事録

②喜志・富田林間立体交差化工事　協議議事録 (Ｈ29．７．14)

③喜志・富田林間立体交差化工事　協議議事録 (Ｈ29．８．25)

④喜志・富田林間立体交差化工事　協議議事録 (Ｈ29．８．27)

ア　公開しないことと決定した部分

個人の氏名

イ　公開しない理由

条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には個人の氏名が記載されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

（３）令和５年２月６日付けで、審査請求人は、本件決定２を不服として、法第２条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求２」という。）を行った。

３　本件請求３について

（１）令和５年４月４日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、条例第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求３」という。）を行った。

（本件請求３の内容）

喜志３号踏切道の閉鎖、地域地区に説明された会議録「説明会 会議録・議事録」の開示をお願いします。

（２）同月19日付けで、実施機関は、本件請求３に対応する行政文書として以下のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、下記アに掲げる部分を除いた部分を公開することとする決定（以下「本件決定３」という。）を行い、下記イのとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（公開請求の対象となる行政文書の名称）

①美原太子線（粟ヶ池）の平面工事及び近鉄高架事業について

②美原太子線（粟ヶ池）の平面工事及び近鉄高架事業（３号踏切）について

③美原太子線（粟ヶ池）の近鉄高架事業（３号踏切）について

④美原太子線（粟ヶ池）の近鉄高架事業（３号踏切）について

ア　公開しないことと決定した部分

個人の氏名

イ　公開しない理由

条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には個人の氏名が記載されており、個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

（３）同年５月16日付けで、審査請求人は、本件決定３を不服として、法第２条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求３」という。）を行った。

当審査会は、本件審査請求１、本件審査請求２及び本件審査請求３は、同一の人物が行った同一の事業に係る行政文書公開請求に対し同一の実施機関が行った決定に対するものであることから、一括して審議することとした。

**第三　審査請求の趣旨**

１　本件審査請求１について

真の会議録・議事録の情報開示をされたい。

当日、主催者側より、後日の会議録・議事録作成のためとして説明され、会議の録音をされた。録音いただいた記録の文字起こし、お願い致す。

２　本件審査請求２について

同日同時刻に開催された説明会において、２つの文書（説明会議事録、協議議事録）の開示である。どちらが開示請求に伴い追加編集等作成された会議録であるのか、なぜ２つの会議録が存在するのか、審査請求するものである。

閲覧・受領した文書（説明会議事録、協議議事録）は、先に現場説明会等において既に説明会議事録、協議議事録として配信配布されているものであり、今回閲覧・受領したものは新たに加筆修正された文書である。既に会議終了後の後日において配信配布された会議録に加筆修正されているものであり、条例に抵触するものであり、審査請求をするものである。

３　本件審査請求３について

事前協議会議録を請求したのではない。近鉄喜志３号踏切道の閉鎖に伴い地域地区に説明された会議録の開示を請求したものである。

工事期間が過ぎた今も閉鎖、安全・安心な通行が抑止、止められ、地域地区の生活権も奪われている。的確確実な情報の開示、行政不服審査法により審査請求する。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件審査請求１について

（１）審査請求書における主張

前記第三の１のとおり

（２）反論書における主張

会議の終了後に作成される会議録に２つの公開された議事録である。条例に基づく会議録である。２つの会議録、条例に抵触である。

会議録・議事録を作成のため録音しますとの前置きから進められた、初めての事業の説明会。外にもデータが存在する（説明会会議、○○会第○○隣組全世帯員出席）。

本件請求１で公開決定された文書に２つの文書である。鉄道高架化事業者が当該地区において最初にして初めての事業説明会を開催されたものであり、握り潰し・もみ消し、葬られて記載されていない等、正しく正確に開示すべきである。

（３）口頭意見陳述における主張

ア　会議録が何種類も存在してよいものなのか。

イ　説明会当日に議事録作成のために録音する旨の説明があったが、その文書が公開されていないのではないか。

２　本件審査請求２について

（１）審査請求書における主張

前記第三の２のとおり

（２）反論書における主張

弁明いただいた日にちは、既に工事期間（平成35年３月31日まで）をも大きく過ぎているものである。確かに工事説明会等の議事録の公開開示を請求したものであり、公開開示をいただいたものであるが、時が過ぎ、工事の期間、期日までもが超過している中で弁明書の作成。不自然さを得なかったか。

確かに情報開示請求であり、淡々とマニュアルどおりに進めるべきものであると感じ得るものであるが、審査請求人への弁明である。審査請求人は行政不服審査法 権利の救済を求めているものである。すなわち審査請求人への「知る権利」の冒涜である。

お知らせされた工事期間を超過、過ぎたままで工事・事業が進められていることについて弁明されるべきであり、前広に詳しく詳細に情報の開示、発信されるべきものである。

情報公開、請求者の「知る権利」をも奪われている。

（３）口頭意見陳述における主張

ア　工事前にお知らせされた工事期間（平成35年３月31日まで）を超過し、地元住民への説明もないまま現在も施工が続けられていることについて、説明を求める。

イ　第二の２（２）記載の行政文書②に「工事により家屋に傾きやクラックが発生すれば、連絡いただきたい。工事の途中段階での家屋調査をすることはできない。最終工事完了後にもう一度家屋調査を行い、工事前に調査したものと比べるものとする。」と記載されているが、「最終工事完了」とはいつの時期を示しているのか、説明を求める。

３　本件審査請求３について

（１）審査請求書における主張

前記第三の３のとおり

（２）反論書における主張

鉄道高架化工事により近鉄線喜志３号踏切道が閉鎖、その通行が止められたための地域地区に説明された会議録（説明会における会議録・議事録）の公開請求をしたものである。工事・事業開始前（基本協定締結以前）における鉄道高架化事業（事業者）と地域地区代表者との打合せ（事前会議、事前調整会議）を公開請求したものではない。非開示該当である。

お知らせで周知された工事期間が過ぎても閉鎖が継続、その通行が抑止されたまま。平穏であった日々の生活が虐げられ、安全・安心、生活の基盤までもが奪われ、日々の生活等に影響を及ぼしているものであり、居住権・基本的人権の侵害であり、行政文書公開請求、「知る権利」の冒涜であり、正しく開示すべきものである。

（３）口頭意見陳述における主張

喜志３号踏切の閉鎖を地域に説明された議事録の開示請求を行ったものであるが、開示されたのは鉄道事業者と基本協定を締結する前に地域の代表者等に説明を行った議事録であって、私が求めた基本協定締結後に説明された議事録が開示されていないため、説明を求める。

**第五　実施機関の主張要旨**

　実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件審査請求１について

（１）弁明の趣旨

　本件審査請求１を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

令和４年10月14日に富田林土木事務所にて審査請求人に閲覧開示を実施し、公開文書全５枚の写しを交付している。

第二の１（２）記載の行政文書②は、説明会の記録として質疑事項を記載したものである。一方、審査請求人が過去に受領していると述べられた同記載の行政文書①は、参加者から説明会の概要を書面で配付してほしいとの要請があり、行政文書②を簡潔にまとめるとともに、町会配付用に、事業や工事に関する問合せ先を併記したものである。

録音から一言一句起こしたものは作成していない。審査請求人は、別途来庁された際（令和４年11月２日）に録音の文字起こしをするよう要求されたが、対応できない旨を伝えている。

（３）結論

　本件決定１は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　本件審査請求２について

（１）弁明の趣旨

本件審査請求２を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

公開を行った文書は全て説明会当時作成されたものであり、新たに加筆修正を行ったものではない。

また、第二の２（２）記載の行政文書②、③及び④は、それぞれ説明会の記録として質疑事項を記載したものである。一方、同記載の行政文書①は、参加者から説明会の概要を書面で配付してほしいとの要請があり、行政文書②、③及び④をそれぞれ簡潔にまとめたものであるため、２つの議事録が存在している。

これらについては、部分公開実施時に審査請求人より質問があり、同様の内容を答えている。

（３）結論

本件決定２は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適法かつ妥当なものである。

３　本件審査請求３について

（１）弁明の趣旨

本件審査請求３を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

部分公開決定した議事録は、当時の説明時に作成されたものである。

令和５年５月15日請求者に閲覧開示を行い、写しを交付していることからも、公開請求のあった議事録を開示したものと考える。

（３）結論

本件決定３は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　諮問実施機関の主張要旨**

　諮問実施機関の理由説明書における主張は、本件審査請求１、本件審査請求２、本件審査請求３とも、おおむね次のとおりである。

実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。また、条例第13条第１項の決定は同項の規定により適正に行われていることから、違法、不当はないものと考える。

**第七　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件各決定の妥当性について

（１）本件決定１及び本件決定２について

ア　当審査会において確認したところ、本件決定１及び本件決定２に係る行政文書は、

・地元説明会での質疑応答を逐語的ではないがほぼ忠実に記載した議事録

・それを基に「主な概要」あるいは「主な質疑応答」として要約した議事録

の２種類である。

一の会議の議事録が「詳細版」「概要版」のように必要に応じて複数種作成されることは、行政実務上よく見受けられる取扱いであり、本件請求１及び本件請求２に対して上記２種類の議事録を対象文書として特定したとの実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。また、これら以外の議事録の存在を推測させる事実も認められない。

イ　本件決定１について、審査請求人は、審査請求書において、地元説明会の内容の録音を文字起こししたものの公開を求めている。

当審査会において実施機関に確認したところ、録音を行ったのは説明者として出席していた近畿日本鉄道株式会社の社員であり、実施機関は管理していないとのことである。

条例第６条が認めるのは実施機関が現に管理する行政文書の公開を請求する権利である。それゆえ、審査請求人は実施機関に対し、新たに文書を作成して公開することや当該実施機関以外の者から文書を取り寄せて公開することを求めることはできない。

（２）本件決定３について

審査請求人は、本件決定３に係る行政文書がいずれも、主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う近鉄長野線との交差部における鉄道高架化工事についての富田林土木事務所・富田林市・近畿日本鉄道株式会社の３者による基本協定締結以前になされた説明会の議事録であることを不服とし、その後に行われた説明会の議事録を公開するよう求めている。

これについて、当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関で管理する、鉄道高架化工事に伴う喜志３号踏切道の取扱いに言及した説明会の議事録は、本件決定３に係る行政文書が全てであるとのことであり、審査請求人が求める行政文書の存在を推測させるような事実も認められない。

（３）以上のことからすると、本件決定１、本件決定２及び本件決定３はいずれも妥当であるというべきである。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、自身が居住する鉄道沿線最直近の地域の住民を対象とした地元説明会が工事着工から約１年後に開催されたこと、工事が当初の予定を過ぎてなお実施されていること等に対する不満を種々主張するが、このことは、行政文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、諮問実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき行政文書の存否や公開の可否について調査審議することを主たる役割とする当審査会の判断に影響するものではない。

４　結論

　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　的場　かおり、福島　力洋、島田　佳代子、西上　治